

議会 だより

6 月市議会から

安城市交通安全条例を制定

併せて『人にやさしい交通安全推進都市』を宣言

交通安全について、市、市民、事業者の責務を明らかにし、交通安全に関する施策の基本を定めて総合的に推進することにより、市民の安全で快適な生活の実現を図るため、「安城市交通安全条例」が制定され、

交通安全について、市、市民、事業者の責務を明らかにし、交通安全に関する施策の基本を定めて総合的に推進することにより、市民の安全で快適な生活の実現を図るため、「安城市交通安全条例」が制定され、

7月1日から施行されました。

この条例には、「違法駐車等の防止」の条項も盛り込まれ、「市長は違法駐車等の防止に関する啓発その他必要な措置を講じ、事業者はその事業活動に伴う違法駐車等を防止するため駐車施設の確保に努める」としています。

◆今回で3つ目の都市宣言

悲惨な交通事故を根絶し、人の生命や財産を守るため、良好な交通環境を創造し、思いやりと秩序ある街づくりをめざし、市民、事業者、行政が一丸となって交通安全に取り組むため、本市を「人にやさしい交通安全推進都市」とすることを宣言し

平成13年第2回安城市議会定例会が6月8日から26日まで開かれ、提出された「安城市交通安全条例の制定」議案など15件が原案どおり決まり、「安城市土地開発公社の経営状況の報告」議案など10件が報告されました。

12日と13日の一般質問には、9人の議員から市民生活、環境、福祉など市政の各方面にわたり質問がありました。

また、4日には平成13年第3回安城市議会臨時会が開かれ、議会選出の監査委員の選任などが行われました。

この議会で決まった主な内容をお知らせします。なお、本会議の詳しい内容は、8月下旬に出来る「会議録」を、市役所市政情報コーナーまたは中央図書館でご覧ください。

ました。

本市の都市宣言は、昭和57年の「青少年をすこやかにしおくむ都市宣言」、平成10年の「地球にやさしい環境都市宣言」に続いて3つ目です。

財安城都市農業振興協会の 経営状況を報告

安城産業文化公園「デンパーク」を経営する財団法人安城都市農業振興協会の経営状況が報告されました。

平成12年度は56万4759人の入園者があり、一般会計決算は収入支出とも7億6000万円余でした。

収入の内訳は、市からの補助金及び委託料が4億3100万円余、入園料等が2億3600万円余、テナント運営協力金2900万円余、特別会計からの繰入金1600万円余など。支出の内訳は、人件費などの

管理費で3億100万円余、イベント開催費や広告宣伝費などで1億1000万円余、講座開催費などで1000万円余、園内花壇の原材料や植え付け委託料などで7800万円余、施設や植栽などの管理委託料や光熱水費などで2億5900万円余でした。

財団が直接経営するデンシヨップなどの特別会計は、収入9100万円余、支出9000万円余で、差額100万円余は次年度に繰り越しました。今年で開園5年目のデンパークは、4月に「道の駅」がオープンし、今年度から大変便利でお得な「家族パスポート」「団体バスポート」も新たに発行。これまで以上に各事業を充実させ、日本一のガーデニングパークとして地域の暮らしに役立つ公園経営に努めます。



▲地域ぐるみで交通安全

市土地開発公社の経営状況

安城市土地開発公社の平成12年度事業・決算及び平成13年度事業計画・予算が報告されました。

◆12年度事業報告・決算

特別養護老人ホーム整備事業用地など11事業で、面積3万5970平方メートルを16億円で取得。また、三河安城小学校新設事業用地など20事業で、面積5万8880平方メートルを35億7300万円で安城市及び国土交通省に売却しました。

この結果、12年度末で同公社が保有する公共用地は、矢作川改修工事用地など1万7370平方メートル、金額で9億7700万円で、経営状況を示す収益収支は15万円の損失となり、準備金で整理しました。

◆13年度事業計画・予算

市道北山崎橋目線道路用地など合計3万9800平方メートルを取得。また、矢作川改修工事用地など合計2万1800平方メートルの売却を計画しています。

このための予算は、収益的収支で10億4500万円の余を見込んでいます。また、資本的収支は、収入で借入金24億6000万円、支出は公有地取得事業費と借入金償還金で34億3400万円余とし、不足額は損益勘定留保資金で補てんします。

三河安城駐車場(株)の経営状況 累積欠損は25億円余に

本市などが出資して新幹線三河安

城駅北口前で「MAパーク」を運営する三河安城駐車場株式会社の経営状況が報告されました。

◇第7期(12年度)経営状況

売上高9600万円余に対し、販売費及び一般管理費が1億5000万円余で、当期営業損失は5410万円余となりました。この内、5320万円余は減価償却費で、当期決算額は、営業外損益を含めて3310万円余の損失となっています。また、営業外収益であいち中央農協から1500万円、本市から2000万円の補助金が投入されています。

これにより、前期繰越損失と合わせた13年3月末の処理損失は2億5600万円余となりました。

◇第8期(13年度)営業計画

より一層の利用PRに努め、駐車料金収入を前期比3%増を見込んで、売上高を9800万円余としています。また、販売費及び一般管理費は1億5000万円余とし、引き続き広告宣伝の充実を図ります。なお、今期もあいち中央農協と本市からの補助金合わせて3500万円が営業外収益で計上されました。

公平委員に

杉浦さんと藤原さんを選任

今年6月で任期満了となった安城市公平委員会委員の杉浦申也さんと杉浦富美子さんの後任に、引き続き杉浦富美子さん(里町・61歳)と新たに藤原健さん(安城町・65歳)が選任されました。

人権養護委員に

吉見さんと石川さんを再推薦

今年9月で任期満了となる人権擁護委員の吉見幸造さん(弁天町・65歳)と石川義純さん(野寺町・67歳)の後任に、引き続き両氏を推薦することを決めました。

工事請負契約の締結

この議会で、次の4件の工事請負契約を締結することが決まりました。
▽三河安城小学校屋内運動場建設主体工事／鉄筋コンクリート造一部2階建て延べ面積1256平方メートル、アリーナ・器具庫・更衣室などを整備／契約金額2億3835万円
▽横断歩道橋新設工事(上部工)／三河安城小学校の新設に伴い箕輪町地内に設置／契約金額1億8165万円

▽安城市北部公民館体育施設等建設主体工事／北部公民館の西隣に鉄筋コンクリート造平屋建て床面積1322平方メートルの体育施設棟と鉄骨造2階建て延べ床面積240平方メートルの車庫棟を建設し、多目的ホール・大会



▲北部公民館体育施設の完成予想図

議室・事務室・展示室・休憩室などを整備／契約金額2億2575万円
▽池浦住宅拡張事業建設主体工事／池浦町地内に、鉄筋コンクリート造4階建て1棟、3DK24戸・2DK12戸を、延べ面積2358平方メートルで建設／契約金額3億2760万円

財産の取得

この議会で、次の財産を取得することが決まりました。

▽水槽付き消防ポンプ自動車2台／消防署北分署と南分署に更新配備／契約金額5982万円余

請願・陳情の審査結果

この議会に、請願1件、陳情1件が提出されました。関係常任委員会と詳しく審査し採決した結果は次のとおりです。

▽「介護保険の緊急改善を求める請願」／不採択
▽「安城産業文化公園デンパークに関する陳情」／不採択

政府などに意見書を提出

市議会では、6月26日付けで次の意見書を政府と国会に提出しました。
▽「道路整備予算の確保に関する意見書」

第3回臨時会から

議会選出の監査委員杉浦庄工門さんの辞職に伴い、後任に大見正さん(新田町・43歳)が決まりました。

一般質問の あらまし

行・財政



■広域消防の取り組みは

問 衣浦東部5市で消防事務の広域連合を設立するための準備が進んでいるが、その準備状況を伺いたい。

答 碧南・刈谷・安城・知立・高浜の5市の間では、昨年10月から広域消防企画検討室を設けて課題の検討



▲7月から広域連合設立準備室を設置

を重ね、消防事務に関し、平成15年4月1日を目標に広域連合を設立することと合意がされました。

さらに、広域連合の位置・処理事務、消防団の位置づけ、消防職員の処遇、通信網の整備などについておおむね基本的な合意が得られましたので、今年7月からは企画検討室を「広域連合設立準備室」に衣替えし、広域連合設立に向けた具体的な準備に入っていきます。

圏域住民の安全で住みよい街づくりのため、今後とも関係5市間で協調を図り、消防力の整備に努めたいと考えます。

■市制50周年事業の取り組みは

問 来年、平成14年は市制50周年と本市が誕生して半世紀の記念の年だが、その記念事業の基本的な考え方を伺いたい。

答 市制50周年記念事業の意義は、半世紀の本市の発展を築き上げた先人の努力に感謝することであり、新たな時代の街づくりの礎となるよう、市民とともにその意義を共有する機会にしたいと考えます。

そこで、記念事業のテーマを「健康とスポーツ」とし、「人・まち・環境、みなぎる健康 あふれる笑顔」をキャッチフレーズに、1年間にわたり様々な事業を実施したいと思っています。

記念事業の主役は市民ですので、計画段階からの市民参加を考慮し、市民が主体の事業を実施することで、市制50周年を機に、市民一人ひとりが健康を意識し、生涯にわたりスポ

ーツなどを通じて健康の保持増進をしていただくきっかけ作りとなればと考えます。

■国内都市との友好交流を

問 農業に関する歴史と伝統や安城農林高校との交流があること、新幹線駅の設置が同時であったことなど本市と共通点が多い広島県東広島市と、また、キャンプ場などで関係の深い長野県根羽村と国内友好都市として交流を結ぶ考えはないか伺いたい。

答 本市は現在、米国・豪州・デンマークの海外3都市と姉妹都市、友好都市提携をし、学生や市民を中心に積極的な国際交流をしています。以前から国内での友好都市の提案もありましたが、これまでは積極的に研究、討議を進めていませんでした。

しかし、近年は国内同士でもいろいろな縁で友好都市を結ぶ事例も出ていますし、来年、本市が市制50周年ということもありますので、今回提案がありました東広島市を含めてどのような都市が本市として適当であるか、議会、市民の皆さんと相談しながら、検討、研究する場を作っていきたいと思っています。

市民生活



■総合的な治水対策を

問 一昨年の夏、さらに昨年秋季の東海豪雨と、2年続けて市内では多くの浸水被害が発生した。そこで、平



▲整備が進む秋葉公園内の調整池

成12年度に策定した総合内水対策基本計画の基本方針及び具体策について伺いたい。

答 内水対策総合計画は、市街地での浸水被害を解消させるために河川下水道、農業用排水路などの排水にかかわるすべての事業を総合的にとらえ、ハード・ソフトの両面により効果的な対策が行われるよう検討したものです。

ハード対策事業として、被害の生じた流域の改修計画を見直し、浸水の度合いに応じて調整池の設置やパイパス管の整備を進めることとしています。

具体的には、浸水被害が生じている7つの流域で、河川改修を4路線、下水道整備を2路線、パイパス整備を4路線、流出抑制の調整池や内水排水のためのポンプ施設を5か所整備する計画で、緊急度の高いものか



▲順次、教員を加配して授業の充実を図っています

ら順次実施をしていきたいと考えます。

ソフト対策事業は、すでに浸水マップの作成、水位警報装置の設置に取りかかっており、今後は、雨水処理貯留浸透施設の助成や農地内の貯留を検討していきたいと思えます。

■水道水の安全対策は

問 本市の水道水の安全性について、人体に影響を与える恐れがあると指摘されている鉛管や石綿管の交換状況、受水槽設置者への清掃管理指導や水質検査の方法を伺いたい。

答 鉛管は、家庭での取り出し管と

して50戸余りが現在も使用されており、順次取り替え工事を行っています。その水質は水道法に適した安全な水であり、問題ありません。

石綿管は、現在、約70%の交換が済んでおり、残る26・7km余についても平成16年度を目標に計画的に更新していきます。

受水槽については、10立方メートル以上のもは年一回の清掃が義務づけられており、未実施の場合は安城保健所が指導します。昨年度は278件中1件が指導を受けました。10立方メートル未満の受水槽については現在、清掃の

義務はありませんが、近々、水道法が改正され、定期清掃が義務づけられる見込みです。

本市では原水と水道水の水質検査を、県の基準に基づいて毎日行っています。また、一般家庭の水道水についても年間180世帯を任意で選り抜き水質検査を行うなど、より安全で安心して飲める水道水の確保に努めています。

■更生病院移転後のアクセスは

問 来年5月移転予定の更生病院への交通アクセスについて伺いたい。

答 更生病院移転後の交通アクセスについては、現在運行している市内循環バスのルートを病院の利用がしやすいように変更する検討をしています。また、JR安城駅と新しい病院とを結ぶシャトルバスの運行について、現在、病院側が民間バス会社と調整していると聞いています。病院周辺の道路も現在拡幅整備中で、新しい病院の敷地内には約1300台分の駐車場が確保されると聞いています。

教育



■少人数指導授業の考え方は

問 今年度から小中学校に教員を加配して、特定の教科で少人数指導授業が行われているが、その基本的な考え方と将来の方針を伺いたい。

答 今年度の本市への少人数授業対応教員の加配は、小学校19校中13校

に13人、8中学校すべてに12人の計25人です。

また現状として、今年度1クラス30人以下の学級は、小学校で8クラスと全体の26%に達しており、これらの学級学年ではすでに少人数による授業が実施されています。

今後5年計画で教員の加配が順次されますので、県の方針に沿って1学級の児童生徒数の多い学年から少人数指導授業の充実を図り、児童生徒の基礎学力の向上に努めたいと考えます。

福祉



■出産育児一時金の貸し付けを

問 手続きから支給までに半月かかることもあり、退院時の支払いに間に合わない出産費の貸し付け制度の導入について伺いたい。

答 出産育児一時金貸付制度は、県下の大多数の自治体が愛知県国民健康保険団体連合会に共同事業として実施するよう要望をしています。

現在、県では、実施方法及び時期など市町村の意向を調査集約し、共同事業での実施としていくのか、各保険者がそれぞれ制度化し実施していくかの判断を検討中です。

本市もその結果を待って検討をしていきますが、保険者ごとの実施となれば隣接市とも調整をし、早期実施の方向で準備を進めていきたいと考えています。

環境



■放置産業廃棄物の現状と対策は

問 市内3か所にあった野積みみの産業廃棄物のうち、現在も山崎町と別郷町の2か所で残されたままになっているが、これらを含めた今後の対策について伺いたい。

答 桜井町の安城南高校前にあった産業廃棄物は、関係者のご理解で撤去され解決しました。別郷町については、ここに新たな工場進出の話が進んでおり、産業の撤去の見通しが立ってきました。残る山崎町については、現在、県・市及び関係者で意見調整の場を設け協議を進めています。今のところ解決のめどは立っていません。

産業廃棄物の処分と農地転用に関する許可権は愛知県にありますので、今後は、このような問題が二度と発生しないように、許可可の際に十分な審査をしていただくよう県に強く申し入れました。市としても農業委員会と連携を取りながら未然防止に努めていきたいと思っています。

■家電リサイクル法施行後の対応は

問 今年4月の家電リサイクル法施行に伴う不法投棄の現状と監視体制ごみ減量の取り組みを伺いたい。

答 法施行前の3月中に一般家庭からごみとして出されたテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの駆け込み搬入は4100台に達しました。また、



▲不法投棄は重罪です

4月、5月で家電4品目が不法投棄された件数は計39件と急増しました。そこで、ごみの不法投棄を市民ぐるみで監視するため、家電リサイクル法の施行に合わせて各町内会での説明会を数回に分けて開催するとともに、5月14日には郵便局とも覚書を結びましたので、今後は、市民・町内会・郵便局と市が連携して、ごみの不法投棄の監視通報体制を整えていきたいと考えます。

市では、ごみの減量と資源のリサイクルを図るため、地域で行われる集団回収に対する助成や、生ごみ処理機・たい肥化促進器具の購入補助制度を行っています。さらに、今年5月からは、第1から第4日曜日まで市内2か所の民間古紙回収業者に古新聞・古雑誌などが持ち込めるよ

う「資源回収ステーション」を開設しました。

また、今年6月からは「燃やせないごみ」も市内全域で透明の推奨袋

委員会の活動状況

3月定例市議会閉会以降、6月定例市議会閉会までに行われた各委員会の活動状況は次のとおりです。

*総務企画常任委員会

5月11日●新しい委員会が構成され、正・副委員長の互選などをしました。
5月18日●委員会所管事項の説明を聞いた後、所管施設の市政情報コーナー（市役所内）、消防署（横山町）、総合斎苑（赤松町）の3か所を巡視しました。

5月24日●所有権確認請求事件に係る和解案の説明を聞き、質疑しました。

6月21日●第2回定例会で審査を託された、指定金融機関の指定など3議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

*経済福祉常任委員会

5月11日●新しい委員会が構成され、正・副委員長の互選などをしました。
5月17日●委員会所管事項の説明を

にしましたので、今後、「燃やせるごみ」の指定袋をごみレンダーと同じ赤色に変更して、ごみの分別と減量の徹底を図っていきます。

聞いた後、所管施設の道の駅デンパーク安城（赤松町）、せん定枝リサイクルプラント（赤松町）、南部保育園（安城町）、南部児童クラブ（安城町）など7か所を巡視しました。

5月25日●財団法人安城市農業振興協会並びに社会福祉法人安城市福祉事業団の平成12年度事業及び決算報告の説明を聞き、質疑しました。

6月20日●第2回定例会で審査を託された、安城市交通安全条例の制定及び人にやさしい交通安全推進都市宣言の2議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。さらに、請願1件と陳情1件を審査し、いずれも不採択としました。

引き続き、環境基本計画の策定について説明を聞き、質疑しました。

*文教常任委員会

5月11日●新しい委員会が構成され、正・副委員長の互選などをしました。
5月16日●委員会所管事項の説明を聞いた後、所管施設の三河安城小学校建設現場（箕輪町）、歴史博物館（安城町）、西鹿乗ほ場整備発掘調査現場（古井町）など5か所を巡視しました。

5月24日●所管施設の茶臼山高原（長野県根羽村）と作手高原（作手村）の野外センター2か所を巡視しました。



▲ 4つの常任委員会では毎年5月、所管する施設の巡視を行っています

6月19日 ● 第2回定例会で審査を託された、安城市青少年の家設置及び管理に関する条例の一部改正議案を審査し、原案どおり可決しました。
***建設常任委員会**
 3月27日 ● 市街地活性化対策特別委員会と合同で、中心市街地の活性化について商工会議所との意見交換をしました。
 5月11日 ● 新しい委員会が構成され、

正・副委員長の互選などをしました。
 5月15日 ● 委員会所管事項の説明を聞いた後、所管施設の南部浄水場配水ポンプ棟（和泉町）、柿田橋下部工（里町）、横枕公園（住吉町）、正福田公園（箕輪町）など8か所を巡視しました。
***議会運営委員会**
 4月5日 ● 第1回臨時会の議事運営について協議しました。

議 会 一 口 メ モ

議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得

地方自治法の規定で、地方公共団体が一定規模以上の工事や製造の請負、不動産や動産の買い入れ・売り払いを行うときは、自治体の長のみではできず、市民の代表である議会の議決が必要です。

その基準は、政令で定める金額を下回らない範囲で条例で定めることになっています。

現在の本市の条例では、「契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事又は製造の請負」、「財産の取得又は処分は、予定価格が4000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5000平方メートルに限る。）」と規定しています。

この6月定例会でも、工事請負契約の締結議案4件と財産の取得議案1件が、本会議の最終日に追加提案され、議決されました。

5月2日 ● 第2回臨時会の議事運営について協議しました。
 5月10日 ● 第2回臨時会の議事運営について再度協議しました。
 5月11日 ● 第2回臨時会の議事運営について再度協議しました。新しい委員会が構成され、正・副委員長の互選などをしました。
 6月1日 ● 第3回臨時会及び第2回定例会の議事運営について、協議しました。
 6月4日 ● 閉会中の継続調査事件について協議しました。
 6月21日 ● 第2回定例会最終日の議事運営について協議しました。
***議会改革検討委員会**
 4月5日 ● 委員会傍聴の取り扱いなどを協議しました。

5月2日 ● 議員の審議会委員などの就任自粛を協議した後、議会改革について議長に答申しました。
 6月1日 ● 新しい委員11人を委嘱し、正・副委員長を互選した後、議会改革について議長が諮問しました。
 6月18日 ● 委員会傍聴の取り扱いなどを再度協議しました。
***広域行政特別委員会**
 5月11日 ● 欠員となった副委員長の互選などをしました。
 6月15日 ● 広域消防の説明を聞き、質疑しました。
***市街地活性化対策特別委員会**
 5月11日 ● 欠員となった副委員長の互選などをしました。
 6月4日 ● 閉会中の継続調査事件について協議しました。